

安全の手引き

在メキシコ日本国大使館

2017年6月改訂

目 次

I	はじめに	2
II	防犯の手引き	3
1	当国治安情勢	3
	(1) 一般犯罪	
	(2) 薬物情勢	
	(3) 政府による麻薬対策	
	(4) テロ・ゲリラ情勢	
2	海外生活を安全に過ごすための注意事項	5
	(1) 安全のための3原則	
	(2) 具体的注意事項	
	(3) 経験的注意事項	
	(4) 邦人の巻き込まれやすい事件・事故	
3	誘拐対策	9
	(1) 職場の安全対策	
	(2) 通勤経路の安全対策	
	(3) 日常生活における安全対策	
4	強盗遭遇時等の留意事項	10
5	メキシコ国内法の遵守	10
	(1) 出入国管理法令等の遵守	
	(2) 一般法令、交通法令の遵守	
	(3) 子の居所の移動	
6	緊急時主要連絡先	11
III	緊急事態への対処	12
1	平素の心構え・準備	12
	(1) 連絡体制の整備	
	(2) 一時避難場所及び緊急連絡先	
	(3) 緊急事態における携行品等非常用物資の準備	
2	緊急時の行動	13
	(1) 心構え	
	(2) 情勢の把握	
	(3) 大使館への通報等	
	(4) 国外への避難	
3	緊急事態に備えてのチェック・リスト	14
	(1) 旅券・身分証明書等	
	(2) 現金・クレジットカード・貴金属等	
	(3) 自動車の整備	
	(4) その他の準備品	
IV	結び	15

I はじめに

メキシコは、政治的には安定していますが、治安面では良い状態とはいえず、邦人の犯罪被害件数は、当館に届出のあったものだけでも、2015年85件、2016年には132件、2017年6月末時点で既に79件と、年々増加しており、これらの犯罪被害の中には、拳銃強盗等の凶悪犯罪の被害も含まれています。また、比較的安全とされていた地方都市でも治安の悪化、在留邦人の増加に伴い、邦人被害の報告件数が年々増加しています。

2006年12月に就任したカルデロン大統領（当時）は、治安対策をその最重要課題の一つとして掲げ、警察組織の改編をはじめ、治安改善に向けた取組を進めました。同時に、特に犯罪組織に対する取締りを強力に推し進めた結果、これに抗する犯罪組織からの治安当局に対する攻撃や、組織同士の抗争が激化しました。同大統領在任期間中の犯罪組織がらみの殺人被害者数は通算4～6万人に達したとされています。

2012年12月に就任したペニャ・ニエト大統領は警察組織の改革、国家刑事訴訟法の制定、各州の刑訴法の統一化、汚職との闘い、包括的な犯罪予防等を治安政策の柱として取り組んでおり、メキシコ内務省によると、殺人、強盗、誘拐等の凶悪犯罪の件数は、就任後減少していましたが、2015年年以降は増加傾向にあり、特に、2017年は、5月までに9,916件、これは、1年間の殺人件数としては、過去ワーストとなる23,000件を超えるペースです。更に、一般的に、大統領選挙に向け、治安は悪化する傾向にあると言われているため、2018年に向け、治安情勢には、引き続きの注意を要します。

こうした情勢のもと、当館は、連邦・地方政府治安当局、メキシコ日本商工会議所、日墨協会、日本メキシコ学院、その他日系関連団体・ネットワークの方々と情報交換・意見交換に努め、「大使館からのお知らせ」等のメール配信や治安セミナー等により、広く皆様方に安全について注意喚起させていただいております。

この活動の一環として、「安全の手引き」を作成、配布しているところですが、この度、昨今の情勢を踏まえて改訂いたしました。

「安全の手引き」は、メキシコに在住される邦人の方々に対して、その安全対策の指針（参考）となればという願いのもとに編集されたものです。

皆様が、安全で快適なメキシコ生活を送られることを願っております。

2017年6月
在メキシコ日本国大使館

II 防犯の手引き

1 当国治安情勢

(1) 一般犯罪

当局の発表によると、メキシコ国内の一年間の総犯罪被害届出件数は、約161万件（2016年統計）とされ、犯罪発生認知件数で見た場合、統計上は日本（2016年：約97万件）を大きく上回る数値となっており、更に、当地では犯罪被害の届出率が低い（国立統計地理情報院の調査によると2015年の犯罪被害のうち93.7%が被害届未提出又は未捜査と推定される）ことを勘案すれば、公式統計よりも、犯罪発生件数はかなり高い数値で推移していると思われ、実質的には犯罪発生率は日本の10倍以上であろうと考えられます。

邦人が被害となる犯罪でも、凶悪犯罪の発生は少なくなく、近年だけでも、次のような事件が発生しています。

- ・2003年 1月 邦人駐在員が交通上のトラブルから、けん銃で射殺
- ・2003年 6月 邦人留学生がペセロ（バス）バスジャックに遭遇（同日解放）
- ・2004年10月 邦人店主が誘拐（同日解放）
- ・2005年 7月 邦人女性が自宅にて首を絞められ殺害
- ・2005年11月 帰宅途中の留学生が6人組グループに襲われ、けん銃を発砲され（至近距離を通過するも負傷なし）多額の現金を強奪
- ・2006年 7月 邦人駐在員が帰宅した際に誘拐（誘拐途中に脱出）
- ・2008年 4月 出勤した邦人駐在員が駐車場にて射殺
- ・2010年 5月 邦人旅行者がひき逃げされ死亡
- ・2011年 1月 在留邦人が強盗に襲われ、後日死亡
- ・2011年 2月 邦人出張者が車両を運転中に銃撃され負傷
- ・2012年 6月 在留邦人が強盗に襲われ負傷し数日間入院
- ・2013年 3月 邦人出張者がひき逃げされ重傷
- ・2015年 9月 邦人出張者が強盗に頭部を切り付けられ重傷
- ・2016年 3月 在留邦人2名がタクシーに乗車後睡眠薬を飲まされた上で約2時間連れ去られ、気が付くと、金品を奪われ、負傷した状態で発見される。

特に、邦人に脅威となっているのが誘拐事件です。高額な身代金を要求するものから、短時間身柄を拘束し、家族等に比較的低額の身代金を要求したり、銀行のATMを連れ回し、口座の全額を引き下ろさせたり等の「特急誘拐」と呼ばれるものまで、メキシコ市をはじめ、各地で多発しています。

また、けん銃やナイフ等の凶器を用いた強盗事件も多発しており、邦人の被害だけでも、2015年16件、2016年20件が報告されています。

(2) 薬物情勢

当国では、ヘロイン、マリファナや覚せい剤が生産されているほか、南米からのコカインが米国等へ流入する際の経由地になっているとされています。

薬物情勢に関しては、日本とも決して無縁ではなく、報道等によれば、以下のような事件が発生しています。

- ・2015年3月 メキシコから航空貨物を利用し、金属製タンクに覚醒剤を隠匿し

て密輸入したメキシコ人4人を逮捕、覚せい剤44.2キログラムを押収。

・2015年12月 メキシコから横浜に届いたテキーラの瓶約1000本に160キログラム分（末端価格112億円相当以上）の覚せい剤が溶けていたことが判明。メキシコ人の会社役員らが逮捕。

・2015年12月 メキシコから横浜に荷揚げされた金属製の筒計46本から覚せい剤約230キロ（末端価格約161億円）が見つかり、横浜税関が押収し、メキシコ国籍の男女らを逮捕

また、過去には邦人旅行者がメキシコ市内でマリファナを購入し、警察に身柄を拘束される等の事件も発生しています。

（3）政府による犯罪組織対策

ペニャ・ニエト政権が発足した2012年以降、政府はインテリジェンス面を強化し、「エル・チャポ」を始めとする犯罪組織のリーダーを次々に逮捕または殺害し、徐々に犯罪件数は減少していました。しかし、2015年以降、殺人件数は再度増加に転じ、2016年は現政権発足後ワーストとなる20,549件、2017年5月末時点で9,916件（年換算23,798件）発生、過去ワーストであった2011年の22,852件を上回るペースで推移しています。政府は、治安対策のため、軍を国内の一部地域に投入し、犯罪組織間の抗争や治安当局との銃撃戦が国内各地でたびたび発生しています。これら都市では、突発的な銃撃戦や道路封鎖に巻き込まれる可能性も考えられますので、十分な注意が必要です。

（4）テロ・ゲリラ情勢

当国の反体制組織は、現在、活発な武装活動は行っていないものの、2007年7月及び9月には人民革命軍（EPR）がメキシコ石油公社（PEMEX）のパイプラインを爆破し、インフラ施設を攻撃して政府に対してインパクトを与える行動を起こしています。治安当局は、爆破の目的は人の殺傷ではなく政治的メッセージを発出するためと捉え、現時点では無差別テロや自爆テロを伴う過激性は有していないとの見解を示していますが、今後も同様の事件が引き起こされる可能性は否定できません。

その他、当国内には、1994年にチアパス州で武装蜂起したサパティスタ民族解放軍（EZLN）等の組織がありますが、現在これら組織の力は弱く、政府を転覆させるだけの力や、無差別テロや自爆テロを行うまでの過激性は有してはいないと見られています。しかし、2012年12月21日にはチアパス州の主要都市において、数万人のEZLNメンバーが目出し帽をかぶり無言の行進を行い、2014年9月には、ゲレロ州イグアラ市において発生したアヨチナパ教員養成学校生徒の行方不明事件に関して、「反乱人民革命軍」（ERPI）は、行方不明生徒を襲撃した犯罪組織「ゲロス・ウニドス」のメンバーを粛清するための部隊を創設したとインターネット上のビデオで発表、2018年の大統領選挙には既存の政党に属さない候補者を擁立すると宣言する等、引き続き活動は継続しています。

2009年9月には、メキシコ市内の各地域において銀行ATMや自動車ディーラー、皮革服飾店を対象とした6件の連続爆破事件が発生しました。幸い、人的被害は発生しませんが、一部は日本人が多数居住するポランコ地区で発生し、いくつかの事件については、環境保護団体等から犯行声明が出されました。また、2013年8月からメキシコ市内で頻発した教職員組合等のデモ活動に紛れ込み、火焰瓶等を使用し当局と

激しく対立する無政府主義者も存在することから、これら勢力の動向にも注視する必要があります。

また、メキシコでは、国際的テロ組織の活動は、最近では確認されていませんが、2015年11月にISILが発表した攻撃対象国リスト60カ国の中にはメキシコも含まれており、ISIL、またはそのシンパによるテロの標的となる可能性は皆無とは言えない状況です。これに対しメキシコ政府は、ISILの脅威は国際的現実であると捉え、国境、各国大使館、空港、港等の警備を強化する旨発表しています。

2 海外生活を安全に過ごすための注意事項

日本人は概して防犯意識が希薄で、「安全は警察等が守ってくれる」と考える傾向がありますが、いったん外国に出たからには、世界中どの国においても、「自らの安全は自ら守る」という意識が必要です。このことをしっかり認識して、以下の原則を守るよう心がけて下さい。

(1) 安全のための3原則

ア 目立たない

華美な服装や貴金属類を身につける、ブランド品のバッグを持ち歩く等の目立つ行為は禁物です。メキシコ市には、携帯電話（特にスマートフォン型）、デジタルカメラ、ビデオカメラ、高級腕時計、高級カバン等を狙った強盗団がおり、実際に多数の日本人が被害に遭っています。それぞれ目立たないように、できるかぎり当地に溶け込んだ服装、振る舞いに心がけ、犯罪者に目をつけられないよう十分注意して下さい。

イ 行動を予知されない

通勤、買物、娯楽（特にゴルフ等）、外食等で、曜日や時間、道順をパターン化することは、犯罪者から見ると、容易に犯行計画を立てられることとなります。行動は絶対に予知されないよう心がけてください。曜日、時間、道順のすべてを毎回変更するのは困難かと思われませんが、どれか一つ、例えば時間帯だけを変えることは決して難しいことではありません。

また、出勤、帰宅時には、周囲に不審者や不審な車がないか注意を払ってください。誘拐犯人は、事前にターゲットの行動を確認することが多いことから、常に警戒している姿を外部に発信することは、誘拐のターゲットとして狙われないことにも繋がります。

ウ 用心を怠らない

単独や少人数での屋外における徒歩移動などの際に、緊張の度合いを高めることを心がければ、犯罪に遭う確率はかなり低くなります。例えば、曲がり角を曲がる際に後方を確認する等の行為は、それだけで犯人側に注意深い人物であることを認識させ、犯行を断念させる等の効果もあります。

(2) 具体的注意事項

ア 住居の選択

- ・ 一戸建てよりアパートが望ましい（3階以上が望ましい）。
- ・ 24時間警備が望ましい。警備員の勤務歴についても長い方が望ましい。
- ・ 住宅の一边が道路に面し、かつ袋小路でないこと。
- ・ 入居決定前に、外部からの侵入方法等がないか検討し、不安な箇所については、家主に改善を求める。

イ 住居の設備

- ・ 玄関ドアの鍵は3個以上が望ましく、更に広角の覗き窓やドア・チェーンを付ける。
- ・ 木製の玄関ドアであれば施錠部付近に鉄製のドア枠を設置するなどして強化し、ボール等を差し込まれて破壊されないようにする。
- ・ 主寝室ドアは必ず鍵がかかるようにする他、通信手段（携帯電話等）を確保しておく。
- ・ 鍵はコピーしづらいものにする。

ウ 外出

- ・ 短時間の外出でも必ず鍵を掛ける。
- ・ 長期の外出の際は信頼できる人に定期的な点検を依頼する。
- ・ 不必要な貴重品や重要書類等を持ち歩かない。
- ・ デジタルカメラ、地図を人目につく方法で携帯する等旅行者風に見える服装、行動を取らない（一般に、旅行者はビデオカメラ等の家電製品等を多く所持しているため、強盗、窃盗等の犯罪のターゲットになりやすい）。

エ 路上

- ・ 高価な装飾品、カバン、時計等を身につけない。
- ・ 必要がなければ、銀行カードやクレジットカードは持ち歩かない。
- ・ 見知らぬ人から話しかけられたら注意する。
- ・ デモ、事故、騒ぎの起きている場所へは近寄らない。
- ・ 携帯電話（特にスマートフォン型）を使用する際は周囲を警戒し、ひたたくられないよう注意する。
- ・ 歩道の壁側もしくは車道側でない方を車両の進行方向と逆向きに歩き、自動車・バイクに注意する。

オ 車の整備

- ・ 保険には必ず加入する。
- ・ 盗難防止装置、ハンドル固定装置を用意する。
- ・ ガソリン残量をこまめにチェックし、半分以下になったら必ず給油する。

カ 車の駐車

- ・ 暗い場所、人気のない場所、裏通りには停めない。
- ・ ドアロックを必ずする。
- ・ 車内に荷物を放置しない（トランクにも放置しない）。
- ・ 路上駐車は可能な限り避け、管理のしっかりした駐車場に停める。
- ・ 駐車した車両の車内に留まらない。

キ 車の運転

- ・ 通勤はルート及び時間を随時変更し、行動をパターン化させない。
- ・ 車間距離は十分に取り、特に信号待ちの際は、可能な限り脱出できるスペースを確保するとともに、周囲の様子を観察する。
- ・ 夜間の運転は可能な限り避ける。
- ・ メキシコ市においては、午後11時から午前5時までの間、赤信号は一時停車のみで通過できるので、周囲の安全を確認して通過する。

- ・ 出勤、帰宅時の車庫入れの際に、事件に遭遇する例が少なくないので、常に周囲を点検し、不審な点があれば、自宅を通り過ぎ、離れた場所から様子を観察する。
- ・ 渋滞時や信号待ちを狙う強盗への対策として、差し出しても良い財布等を準備する。また、時計、携帯電話及びカバン等の貴重品が車外から見えないようにする。

ク 交通機関

- ・ タクシーは、無線タクシー、空港タクシー等予約制のタクシーを利用し、犯罪被害に遭うリスクが高いと言われる流しのタクシー（リブレ）は、利用しない。特に、夜間一人の場合には絶対に利用しない（目的地以外の方向に走行した所で急停止したり、脇道に入った後や、信号停車中に、運転手と共謀した犯人が後部座席に乗りこんで来て金品を奪ったり等の強盗被害に遭うリスクがあるため）。
- ・ タクシー配車アプリ（U B E R等）においても、強盗、強姦等の被害が発生しているため、利用時間帯、人数、乗車場所等に十分注意する。
- ・ 比較的安全と言われているメトロバスや、他の路線バスにおいても、スリ事件は発生していることから、混雑した乗降時は特に注意する（居眠りをしない）。
- ・ 長距離バスは、昼間の一等バスを利用し、乗り合いバスや、夜行長距離バスの利用は避ける（強盗、スリが多発している）。特に、足元に置いている荷物の中身を座席の下から窃取する事件が頻発しているので、注意する。
- ・ ペセロ又はマイクロと呼ばれる小型の乗合バスは利用しない（車両の前後が常に開いた状態となっているため、一方の入り口から侵入した強盗が、車内の金品を奪った後、他方の入り口から逃走する等の被害が発生しているため）。
- ・ 地下鉄の利用は控え、特に夜間や人が少ない時間帯の利用は避ける。

ケ 使用人

- ・ 使用人の行動範囲に貴重品を放置しない。
- ・ 身元調査は困難であるので、電話番号を有し、在留邦人社会で評判の良い者を選定するのが無難。
- ・ 公正に取り扱い、正当な報酬を支払う。
- ・ 鍵の管理をさせない。使用人を解雇したら、必ず鍵を替える。

コ 来客

- ・ ドアを安易に開けない（子どもにはドアを開けさせない）。
- ・ 配達人等が荷物を届けに来て、外に置いて帰らせる。
- ・ 受領書にサインを求められた場合、ドアの下からやりとりする。

サ 電話

- ・ 緊急連絡先（警察、病院、職場の上司等）の番号は常に電話機の側にメモして置いておく。
- ・ 応対では先に名乗らず、相手の名前を尋ねる。
- ・ 見知らぬ相手からの電話に出ない。相手にしない。
- ・ 相手をよく確認する。
- ・ 使用人や住居の警備員を含め、知らない相手に、出張日程や家族旅行日程などを知らせない。

シ 日常生活

- ・ 経済的に裕福であることを示す言動、生活態度を慎み、現地に溶け込むことを心

がける。特に役職・事業の成功事例等は口外しない。

- ・ アパートの警備員、同階の住人、その他周囲の住人と良好な関係を保ち、トラブルを起こさない。
- ・ 盗品売買が容易な、携帯電話、パソコン、デジカメ、ビデオカメラ、小型電気製品、ブランド製品、貴金属等の保管場所に注意する。不必要に携行して外出することは避け、自宅においても保管場所を工夫する。
- ・ インターネットバンキングやクレジットカードを活用し、ATMの利用は避ける。

(3) 経験的注意事項

当地に長く在住する方々がもっている当地独特の犯罪傾向に関する経験的知識には、大変参考となるものがあります。

主な事項を列挙しましたので、心に留めておいて下さい。

- ・ 毎月15日および30日頃（キンセーナ）は給料日となっており、窃盗犯も機会を狙っている。
- ・ セマナ・サンタ（3月～4月の1週間）、クリスマス（12月25日）が近づくと、犯罪が増加する。
- ・ 強盗遭遇時に対処するため「捨て金（外出時の服装にもよるが、500ペソ程度）」を持ち歩く（2010年8月、メキシコ市内で強盗に遭遇した被害者が7ペソしか所持していなかったため、腹いせに射殺される事件が発生）。
- ・ 原則として、ATMの利用は避ける。やむを得ず利用する場合は、銀行やスーパーなど、表通り等から見えない警備員のいるATMを利用する。
- ・ 外から店内の様子がわかり、表通りに面していないレストランは強盗に狙われやすい。

(4) 邦人の巻き込まれやすい事件・事故

ア 交通要所（空港、バスターミナル）における強盗、窃盗（置引き）

各地の空港や長距離バスターミナルの待合室、通路等では、強盗や置引き等の被害が多発しています。体の横にバッグを置き、スマートフォンを操作していたところ、バッグを窃取される等、空港周辺の旅行者は、貴重品を持ち歩いていることが多いため、これらを狙っての犯行がみられます。バッグ等の所持品は、身体の前に置く、両足の間に挟む、バッグの紐を腕や足に通して座る等、片時も目を離さず、注意を怠らないよう心掛けてください。

また、メキシコ市内の公共交通機関内（地下鉄、メトロブス等）におけるスリ被害が多発しています。ズボンのポケットや、リュック内のパスポートケース等は狙われ安くなっているため、十分注意して下さい。

イ ホテル・レストラン等における置引き

ホテルのチェックイン・アウト時、床やソファに置いていたバッグを持ち去られたり、メキシコ人に片言の日本語で話しかけられ、注意を引かれている数秒の間に荷物を盗まれたり、レストランで椅子にポーチ等を掛けたまま食事をしていたら荷物がなくなっていたり等の被害が目立ちます。荷物は、体の前に置く、席を立つ際は必ず荷物を持ち歩く等片時も目を離さないよう心がけてください。

ウ 自動車強盗

手口は、信号待ち、渋滞などの一時停止の際に、2～3人の犯人グループが近づい

てきて運転手にけん銃を突きつけ、車や所持金品を強奪するもので、白昼でも発生しています。

車を運転する際には、窓を閉め、常にバックミラー、サイドミラーで周囲を点検する癖をつけ、信号待ち等で停止する際は可能な限り、前方の車と車間距離を空け、脱出ルートを確認するとともに携帯電話を使用しないことや時計、携帯電話、カバン等の貴重品が車外から見えないようにするなどして十分気をつけて下さい。

また、犯人グループと一定の距離がある場合で、先に犯人の存在に気づいた場合のみ脱出を心がけるようにしてください。けん銃を突きつけられた後の脱出行為は、犯人の発砲を招きかねず極めて危険です。

エ 幹線道路、街道における事故

自動車で旅行する際には、昼間に、有料道路を利用して移動するよう心がけて下さい。無料の一般道路は、道路に穴が空いているなど舗装があまり良くなく、パンクの原因となったり、穴を避けるため、急に車線を変更したりする車両も多く、接触事故が多発しているため、十分に注意して走行する必要があります。さらに、トペ（車両を減速させるための凸状路面）も多く、またその設置場所を示す道路標識がない場合が多いことから、トペがあることに気がつかず高速で通過してしまい、その衝撃で同乗者が車内の天井で頭を打ち負傷する等の事例も発生しています。当地の運転マナーは劣悪であり、いつ交通事故に遭ってもおかしくありません。車に乗車する際は、全席でシートベルトを着用するよう心掛けて下さい。

また、邦人が加害者となることも少なくありません。一般道では、路上駐車車両が多数あり、これらの車両の間から急に人や自転車が飛び出して来ることや、大きな幹線道路や高速道路においても、道路を通行したり、横断したりする人や自転車がみられます。渋滞中の車両の間を縫うように横断する人や自転車も多く見られます。強引に走行する自動車にばかり気を取られていると、思わぬ事故を引き起こす可能性がありますので、運転中は細心の注意を払い、安全運転を心がけて下さい。

オ 歩行中の交通事故

当地では、実際には車優先の交通マナーであり、日本の常識は通用しません。信号無視、逆走、急な進路変更、Uターン等、予測が難しい危険な運転をする車も少なくありません。したがって、路上を歩く際には、たとえ信号が青といえども、左右の安全を十分に確認する等、十分注意して下さい。2010年5月及び2013年3月には、ひき逃げにより邦人が死亡する事故が起きました。

カ 車上ねらい

2016年の邦人被害132件中、53件がグアナファト州で発生し、そのうち28件が車上ねらいによる被害でした。いずれの被害も犯行は2～3分とごく短時間に行われ、また、車外から荷物が見えない状態であっても、電子機器等のバッテリーを盗取する機器を使用し、携帯電話やタブレット端末等を窃取される事件が後を絶ちません。最も有効な防止策は、車内に荷物を残さないことです。

キ 詐欺被害

2012年から2016年までに、自称アメリカ人と名乗る、同一犯と思われる犯人による詐欺被害がメキシコ市において9件発生しました。犯人の特徴は、中年男性、頭頂部に禿げがあり、また、英語しか話さない紳士風のアメリカ人とのことです。

被害は、主に地下鉄の駅やバスターミナル等観光客の往来が多い場所において、外国人（特に女性）に多く発生しています。犯人は巧みに金銭をだまし取ろうとしますが、見知らぬ人からの金銭の要求には決して応じないようにして下さい。

3 誘拐対策

誘拐は、私たちが最も注意しなくてはならない犯罪のひとつです。メキシコ国内では、組織的犯罪として誘拐が横行し、身代金を目的としたビジネスとしても定着しています。2016年誘拐届出件数は1,128件発生、同年の日本における誘拐件数228件に対して約5倍の数値となっています。更に、当地では、被害者の約93.7%が被害届未提出といわれているため、日本とは比較にならないほど誘拐のリスクがあるといえます。

メキシコでは、一般的な誘拐のほかに、短時間誘拐（いわゆる特急誘拐）やバーチャル誘拐（仮想誘拐）も多く発生しています。短時間誘拐は、1日もしくは2日程度被害者を拘束し、クレジットカード等の1日の利用限度額（当地では一般的に6,000ペソ程度）まで現金を引き下ろさせたのちに解放するものであり、バーチャル誘拐は、実際には誘拐は発生していませんが、盗んだり拾ったりした携帯電話を使用し、家族等に対し、「お前の家族を誘拐した。この電話を切れば殺す。警察に通報しても殺す。今すぐ金を指定口座に振り込め」等電話で脅迫し、現実的に支払可能な金額を振り込ませる手口です。メキシコの関係当局によれば、誘拐の約9割がバーチャルであると言われていています。

誘拐は予防が最も重要ですので、以下を参考にして下さい。

(1) 職場の安全対策

- ・ 社内での定期的な会議の際、治安問題に関する議題を取り入れ、日頃から安全対策を十分講じましょう。
- ・ コンサルタント会社と契約を結んでおくのも一案です。
- ・ 職員、使用人が情報漏洩を条件に犯人に買収されていた例が非常に多いので、身元の確かな者を採用し、逆に解雇する際は、恨みを買わないような手だてを施したうえで解雇するべきではありません。その他、社員が金銭問題その他悩みを有していないか、コミュニケーションを密にして、常に監督を怠らないことも肝要です。

(2) 通勤経路の安全対策

- ・ 誘拐犯は事前にターゲットの行動パターンを確認するため、必ず前兆があると言われる。日頃から、いつもと変わったことがないかを発見する努力が必要です。
- ・ 自宅及び職場周辺が最も狙われやすいポイントなので、不審な人物や車両の有無をチェックする習慣をつけるよう努力してください。
- ・ 複数の経路、時間帯を用意し、適宜変更してください。

(3) 日常生活における安全対策

- ・ 犯人が、電気会社や電話会社等の社員を装って訪問してくる場合もあります。依頼していないのにも関わらず、そうした来訪者が来た場合は、すぐに扉を開けず、不審な点があれば絶対に中に入れないようにしてください。
- ・ 買い物やレストランでの食事、ゴルフ等と同じ曜日の同じ時間帯に行くことは絶対に避け、常に「不規則行動」を心がけてください。
- ・ 子どもの学校行事、取引銀行、家賃の額、よく行くレストランや飲食店、美容院等、誘拐犯の参考となり得るような情報を安易に口外しないように気をつけてください。

4 強盗遭遇時等の留意事項

十分に注意をしても、不幸にして強盗等の被害に遭遇することがあるかもしれません。当地では、けん銃等の凶器を使用しての強盗において、無抵抗で金品を差し出した場合に、更に生命・身体に危害を加えられることは多くありません。この点にも留意して、強盗等に遭遇した場合には、以下の点を心がけてください。

- ・ 動作はゆっくりと（急な動きは、犯人の攻撃を呼び起こす）。
- ・ 犯人の顔を見つめない（犯人を刺激しない）。
- ・ 日頃から、強盗遭遇時に差し出しても良いようなダミーの財布を準備しておく。
- ・ 万一、犯人が面識ある人物の場合など、こちらの生命・身体に危害を加える意思が確認される場合は、できるだけ周囲に多数の人がいる場所での脱出の機会を探る。

5 メキシコ国内法の遵守

ここまでは、犯罪被害に遭わないための注意事項について記載しましたが、自らの行為がメキシコの法令に触れ、当局に身柄拘束されることがないように、以下の点にも注意してください。

(1) 出入国管理法令等の遵守

外国における正規な滞在は、有効な旅券のもとに許可されています。旅券が失効することのないよう注意してください。

当地の滞在許可であるResidente Temporal（旧FM3）等の有効期間の更新を忘れず、許可された活動以外の活動は行わないよう心掛けてください。更に、メキシコでは18歳未満の未成年者が単独あるいは第三者に伴われてメキシコから出国する場合は、国家移住庁（INM）等において親権者あるいは後見人の認定手続きを経て、その旅行を許可する旨の書類を旅券とともに提示する必要があります。

2012年11月9日以降、入国時のビザの種類をメキシコ国内で変更することが出来なくなりました。学生ビザで入国し、当地で学校卒業後に就職、観光ビザで入国し、その後就職等ビザの種類を変更する場合は、一旦メキシコを出国し、再度申請し直す必要がありますので御注意下さい。ただし、一部例外もありますので、詳細は在京メキシコ大使館ホームページを参照もしくは最寄りの在メキシコ日本国大使館又は在レオン日本国総領事館までお問い合わせ下さい。

また、当地に陸路で入国する際には、自主的に移民局で入国手続きをする必要があります。そのまま滞在すると、入国の確認が取れず不法滞在となり、強制送還の可能性もあるため、十分注意して下さい。

（同理由により邦人が当局に身柄を拘束される事例が年に数件発生しています。）

(2) 一般法令、交通法令の遵守

日本において違法行為であることは、当地でもほとんどが違法行為に該当します。「今は海外にいるから」などという安直な考えは避け、当地の法令を遵守してください。事件によっては、当地で裁かれることがなくても、日本の法令の国外犯に該当する場合もあり、例え、当地に該当する法令が無くとも日本の法令で禁止されていることは、当地においても禁止であることを銘記してください。

また、医薬品の持ち込みに関して、邦人が逮捕拘束された事例も発生しているこ

とから、市販薬であっても携帯に関する注意が必要です。日本の市販薬の中には、メキシコ国内法の禁止成分が含まれているものもあります。不要なトラブルを避けるためには、詳細な法規制について、在京メキシコ大使館へ確認いただくことが確実です。

(3) 子の居所の移動

メキシコは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の締約国です。同条約は、国境を越えた子どもの不法な連れ去り（例：一方の親の同意なく子供を元の居住国から出国させること）や留置（例：一方の親の同意を得て一時帰国後、約束の期限を過ぎても元の居住国に戻さないこと）をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還させるための手続や国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めた条約です（2016年1月現在、日本を含めた93か国が締約国）。日本人と外国人の間の国際結婚・離婚に伴う子どもの連れ去り等に限らず、日本人同氏の場合も対象となります。

更に、子どもの連れ去りは、メキシコ国内では処罰の対象となる場合があります。

現在まで、邦人がこのような事案で当局により処罰の対象とされた例は確認されていませんが、実際に他の外国人に逮捕令状が出され、執行された例があります。

6 緊急時主要連絡先

- メキシコ緊急電話（事件・火災・救急車） 9 1 1
- 犯罪告発（強窃盗・恐喝・誘拐・麻薬密売等） 0 8 9 又は 0 8 8

○在メキシコ日本国大使館

住所：Paseo de la Reforma No. 243, Torre Mapfre Piso9, Col. Cuauhtemoc, C. P. 06500, Mexico, Ciudad de Mexico, Mexico

電話：(55) 5 2 1 1－0 0 2 8

国外からは（国番号52）(55) 5 2 1 1－0 0 2 8

FAX：(55) 5 2 0 7－7 7 4 3

国外からは（国番号52）(55) 5 2 0 7－7 7 4 3

ホームページ：http://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

開館時間外でもオペレータが対応しますが、お急ぎでない案件の連絡・お問い合わせは、開館時間内（土日祝日等を除く9:15～13:30、15:00～18:30）にお願いします。

○在レオン日本国総領事館

住所：Blvd. Adolfo López Mateos 1717, piso 9, Colonia Los Gavilanes, León, C. P. 37270, Guanajuato, México

電話：(477) 3 4 3－4 8 0 0

国外からは（国番号52）(477) 3 4 3－4 8 0 0

FAX：(477) 7 6 4－0 8 5 4

国外からは（国番号52）(477) 7 6 4－0 8 5 4

ホームページ：http://www.leon.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○総合病院

- ・スペイン病院（日本語が通じる医師あり）（救急車完備）
住所 Av.Ejercito Nacional No.613, Col.Granada, Mexico, Ciudad de Mexico
電話 （55）5255－9600（救急（55）5255－9646）
- ・ABC病院（救急車完備）
住所 Sur136 N0.116, Col. Las Americas, Mexico, Ciudad de Mexico
電話 （55）5230－8000（救急（55）5230－8163）

○国家移住庁（INM）（滞在許可関係）

住所 Av.Ejercito Nacional No.862, Col.Los Morales Seccion Palmas, Mexico,
Ciudad de Mexico
電話 （55）5387－2400

III 緊急事態への対処

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

- ア 当地に3か月以上滞在される在留邦人の方は、在留届を提出して下さい（法律上の義務です）。大使館では、災害発生時等に、これら在留届をもとに安否確認を行います。在留届が提出されていない場合には、安否確認や留守宅への連絡が極めて困難となります。また、転居の際には領事班まで御一報下さい。
- イ 所属先等に緊急連絡網がある場合は、同連絡網に基づく緊急の連絡を誰から受け誰に繋ぐのか等、平素から確認しておいてください。
- ウ 緊急事態はいつ発生するとも限りません。あらかじめそのような場合の家族間、企業・団体内での緊急連絡方法につき決めておいてください。
- エ 大使館領事班では、治安情報等のお知らせをメールで提供しています。「大使館からのお知らせ」のメールの受信を希望される方は、メールアドレスを当館領事班へ登録してください。
- オ 緊急事態発生の際には、大使館からメール・電話等により必要な連絡を行います。電話回線等が使用できない場合には、NHK海外放送等（NHK海外ラジオ：5960kHz（中米）、12:00～14:00（日本時間）、3:00～5:00（世界標準時））が必要な通報を行うことがありますので、FM放送、短波放送が受信可能なラジオを電池とともに準備しておいて下さい。
さらに、「メキシコ日本商工会議所」「日墨協会」「日本メキシコ学院」等の協力を得て、上記在留届等の情報を元に情報提供や必要な連絡（安否確認等）を行うことがあります。

(2) 一時避難場所及び緊急連絡先

ア 一時避難場所の検討

緊急事態発生時には、騒乱等に巻き込まれる可能性があるため、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し危険な場所に近づかないことを心がけてください。巻き込まれそうになった場合のとりあえずの避難場所について、平日頃から頭に入れておくことが重要であり、自分がどこにいるのか（勤務先、通勤途上、自宅等）、自分がどのような事態に巻き込まれそうか等いくつかのケースを想定して、各自の一時避難場所を検討しておいて下さい（外部との連絡可能な場所が望ましい）。

イ 緊急避難先

大使館からは、緊急事態発生時の状況に応じて、緊急時避難先への集結をお願いすることがあります。

大使館が指定する緊急時避難先には以下のものが考えられますので、同避難先の位置を確認し、そこに至るいくつかのルートを想定しておいて下さい。

① メキシコ日本国大使館

Paseo de la Reforma No. 243, Torre Mapfre Piso9, Col. Cuauhtemoc,
Ciudad de Mexico

電話 (55) 5211-0028

② 在レオン日本国総領事館

Blvd. Adolfo López Mateos 1717, piso 9, Colonia Los Gavilanes, León, Guanajuato

電話 (477) 343-4800

③ 日本メキシコ学院

Camino a Santa Teresa No.1500, Col.Pedregal de San Angel

電話 (55) 5568-7111

④ 日墨協会 Calle Fujiyama No.144, Col.Las Aguilas

電話 (55) 5651-9382

(3) 緊急事態における携行品等非常用物資の準備

ア 旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう、あらかじめまとめて保管しておいて下さい。

イ 緊急時には、一定期間自宅での待機を勧告することもありますので、非常用食料、水、医薬品、燃料等を最低限3日分程度準備しておいて下さい。

ウ 備蓄食の必要量は、食数×1人あたりの必要量×日数とし、1食あたり500～600kcalを目安とします。

エ 水は、1人1日最低1.5L、食事が摂取できないときは3Lが目安です。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し、または発生するおそれのある場合に、大使館は、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い、各団体の緊急連絡網、メール等を通じ随時連絡します。

平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理による騒乱等に巻き込まれたりすることのないように注意して下さい。

(2) 情勢の把握

ア 電話回線が不通となる事態も想定されますので、FM放送、短波放送が受信できるようにして下さい。

イ 各自でも、現地、海外放送、衛星放送テレビ、インターネット等、または近隣の住民等から必要な情報を収集してください。

(3) 大使館への通報等

ア 現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは、随時、大使館に直接又はメキシコ日本商工会議所等を通じて通報して下さい。その他の在留邦人の方の貴重な情報となります。

イ 自身、家族、他の邦人の生命・身体・財産に危害が及んでいる場合、又はその恐れ

がある場合は、迅速かつ具体的にその状況を大使館に通報して下さい。

ウ 緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要になります。大使館からは、在留邦人の方々に種々のお手伝いをお願いすることもあります。その際には、ご協力をお願いします。

(4) 国外への退避

ア 事態が悪化し、各自又は会社・団体等の判断、あるいは大使館の勧告等により、自発的に帰国、あるいは第三国へ退避する場合は、その旨を大使館へ連絡して下さい。

帰国・退避前の連絡が困難である場合は、帰国後、なるべく速やかに外務省領事局海外邦人安全課(+81-3-5501-8160)等へ通報するよう努めて下さい。

イ 大使館から「退避勧告」が出された場合は、一般商業便が運航している間に、可能な限り早急に国外へ退避して下さい。

ウ 事態が切迫し、大使館より退避又は避難のための集結の勧告を受けた場合は、指定された緊急避難先に集結して下さい。

その際、当面の間、同避難場所で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば前記非常用物資を持参するようお願いいたします。

他方、緊急時には、自身及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にさせていただくようお願いいたします。

3 緊急事態に備えてのチェック・リスト

(1) 旅券・身分証明書等

旅券の「所持人記載欄」は、漏れなく記載してください。

また、余白に血液型を記入しておいて下さい。

FMN I (旧FM3)、FMN (旧FM2)、FMM (入国カード)、その他の査証、運転免許証等は、いつでも持ち出せるように保管しておいて下さい。

(2) 現金・クレジットカード・貴金属等

これら貴重品も、旅券・身分証明書等と同様に、非常時にはすぐに持ち出せるよう保管しておいて下さい。

い。

(3) 自動車の整備

ア 自動車は、常時整備し、燃料は十分入れておいて下さい。

イ 車内には懐中電灯、地図を備えて下さい。

ウ 自動車をお持ちでない方は、近くに住む自動車を持っている方と、非常時には同乗できるよう平素から相談しておいて下さい。

(4) その他の準備品

ア 衣類・着替え

イ 履物(行動しやすく、靴底の厚いもの)

ウ 洗面道具、タオル等

エ 非常用食料

オ 医薬品

カ ラジオ

キ 携帯電話(平素からバッテリーの充電に心掛ける)

ク 懐中電灯、予備電池、ライター、マッチ、ろうそく、ナイフ、缶切り、簡単な炊事用具、ヘルメット、筆記具、トイレトペーパー等。

IV 結び

在メキシコ日本国大使館としては、在留邦人の皆様とは常日頃から情報交換を密にしたいと考えております。ご質問・ご意見などありましたら、お気軽に最寄りの在メキシコ日本国大使館又は在レオン日本国総領事館の領事班までご連絡下さい。

在メキシコ日本国大使館領事班

電話 (55) 5211-0028

FAX (55) 5207-7030

Eメール ryojibu@me.mofa.go.jp

ホームページ http://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在レオン日本国総領事館領事班

電話 (477) 343-4800

FAX (477) 764-0854

Eメール ryojibu@lo.mofa.go.jp

ホームページ http://www.leon.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html